

## みえスタートアップ支援プラットフォーム設置要領

### (目的)

第1条 三重県スタートアップ支援プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」）は、関係機関が一体となって、三重県内のスタートアップや新規事業の創出を支援することを目的とする。

### (取組)

第2条 プラットフォームでは、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) スタートアップカンファレンス（以下、「カンファレンス」という。）の開催
- (2) 会員によるスタートアップ支援の取組の情報共有と発信
- (3) 会員による個別事業の連携や共同事業等の実施
- (4) 会員とスタートアップ間のネットワークの構築
- (5) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第3条 プラットフォームは、第2条の目的に賛同する企業、大学、経済団体、支援機関、金融機関、関係団体、学識経験者、行政機関等（以下、「会員」という。）で構成する。

- 2 会員は、第1条の目的に同意及び配慮するとともに、可能な限りカンファレンスへの出席に努める。
- 3 プラットフォームの入会を希望する者は、事務局に入会申込書を提出するものとする。
- 4 会員がプラットフォームを退会または入会時の申込内容の変更をしようとするときは、その旨を届け出なければならない。

### (カンファレンス)

第4条 カンファレンスは、会員やスタートアップ相互の情報共有と交流促進を目的として開催する。

- 2 カンファレンスへの参加は、会員及びその他事務局が必要と認める者とする。

### (事務局)

第5条 プラットフォームの事務局は、三重県雇用経済部産業イノベーション推

進課内に置く。

附則

この要領は令和5年8月28日から施行する。